

一関市告示第227号の2

一関市若者U・Iターン支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年8月1日

一関市長 佐藤 善 仁

一関市若者U・Iターン支援補助金交付要綱

(目的)

第1 岩手県が実施するいわて若者U・Iターン支援金を活用し、市内事業所を含む県内事業所の人材確保及び若者の市内への移住定住の促進に資するため、県外から市内に移住した若者に対し、予算の範囲内で一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 定住を目的として県外から市内に移住した者をいう。ただし、宮城県気仙沼市、宮城県登米市、宮城県栗原市及び秋田県東成瀬村から移住した者を除く。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に規定する大学（同法第99条第1項に規定する大学院及び同法第108条に規定する短期大学を含む。）、同法第115条第1項に規定する高等専門学校、同法第125条第3項に規定する専修学校の専門課程、同法第50条に規定する高等学校、同法第66条に規定する中等教育学校後期課程、同法第76条第2項に規定する特別支援学校高等部及び同法第125条第2項に規定する専修学校のほか、これらに準ずる学校等として市長が認めるものをいう。
- (3) 補助金（一般） 市内に転入する日の直前の10年間のうち通算して5年以上かつ直近1年以上連続して県外に在住していた移住者であって、別表第1に掲げる要件のいずれかを満たすものに対して交付する補助金をいう。
- (4) 補助金（新卒者） 市内に転入する日の直前に県外に在住しており、かつ、市内に転入する直前の3年以内に、県外に在住しながら、県外の大学等へ通学し、当該大学等を卒業し、又は修了した移住者であって、別表第1の就業

の項の対象要件の全てに該当するものに対して交付する補助金をいう。ただし、大学等を卒業し、又は修了する予定の者及び大学等を卒業し、又は修了して3年以内の者であって、正社員として就業した経験を有しないものを対象とする求人に応募し、就業したものに限る。

(5) 申請者 移住者として、補助金の交付を申請する者をいう。

(6) 世帯員 申請者と同一の世帯に属する申請者以外の者で、補助金（一般）の算定の対象となるものをいう。

（交付対象者）

第3 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する移住者とする。

(1) 令和8年3月14日以降に、進学又は転勤以外の理由により、定住の意思をもって県外から市内に転入した者

(2) 補助金の交付を申請した日（以下「申請日」という。）時点において、市の住民基本台帳に記録されている者

(3) 市の住民基本台帳に記録された日（以下「転入日」という。）において40歳未満である者

(4) 申請日から5年以上継続して市内に居住する意思を有している者

(5) 一関市暴力団排除条例（平成27年一関市条例第38号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有していない者

(6) 次のいずれかに該当する者

ア 日本国籍を有しているもの

イ 外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本国籍を有している者の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者、又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有するもの

(7) 申請日の直前の10年以内に、一関市移住支援金等交付要綱（令和元年一関市告示第209号）の規定による移住支援金（以下「移住支援金」という。）の支給を受けるに当たって、その算定の対象となっていない者。ただし、移住支援金を全額返還した場合や、移住支援金の算定の対象となった際に18歳未満だった者が移住支援金の支給を受けた日から起算して5年以上経過し、18歳以上となった者で、市長が認めるものを除く。

(8) 申請日の直前の10年以内に、一関市移住支援金等交付要綱の規定による地

方就職支援金の交付を受けていない者。ただし、当該支援金を全額返還した者を除く。

(9) その他市長が補助金の交付対象として適当と認める者

2 前項に掲げる者のほか、補助金（一般）の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に転入する日の直前の10年間のうち、通算して5年以上県外に居住し、かつ、県外の市区町村の住民基本台帳に記録されていた者

(2) 市内に転入する日の直前に、連続して1年以上県外に居住し、かつ、県外の市区町村の住民基本台帳に記録されていた者

3 第1項に掲げる者のほか、補助金（新卒者）の交付対象者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

(1) 市内に転入する日の直前まで県外に居住していた者。ただし、県外の大学等に在学中に県外から県内に転入し、又は卒業若しくは修了の後に県外から県内の他の市町村に転入したことについて、経済的事情その他のやむを得ない事情があると市長が認める者は、この限りでない。

(2) 市内に転入する日の直前の3年以内に、県外に在住しながら県外の大学等を卒業又は修了した者

4 市長は、第1項第1号及び第2項各号の規定にかかわらず、県外の大学等への進学に伴い一時的に県外に居住していた者で、当該大学等への在学期間にわたり県内の市町村の住民基本台帳に記録されていたものが、当該大学等を卒業し、又は修了した事実及び県外の市区町村に居住していた事実を証する書類を市に提出した場合は、県外に居住していたものとみなし、交付対象者としてすることができる。ただし、当該者は、申請日において市の住民基本台帳に記録されていなければならない。

（世帯員の要件）

第4 世帯員は、第3第1項第2号及び第4号から第9号までに掲げる事項の全てに該当する者とする。

2 世帯員は、県外の市区町村からの転出の際に申請者と同一の世帯に属し、かつ、市内への転入の際にも申請者と同一の世帯に属していなければならない。ただし、転出又は転入が申請者と同時でないことについて、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

（補助金の額及び対象経費）

第5 補助金の額は、申請者及び世帯員（以下「申請者等」という。）が移住に要した費用のうち別表第2に掲げる対象経費の合計額以内の額とし、別表第3

に定める額を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる対象経費の合計額が、別表第3に定める基礎額を下回る場合は、補助金を交付しない。

3 申請者等が国、県、市、他の団体等から補助金等の交付を受ける場合において、当該補助金等の算定の対象となった経費については、補助金の交付対象としない。

（補助金の交付申請）

第6 補助金の交付を受けようとする者は、一関市若者U I ターン支援補助金交付申請書（一般）（様式第1号）又は一関市若者U I ターン支援補助金交付申請書（新卒者）（様式第2号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助金（一般）

ア 申請者が本人であることを確認するために必要な書類

イ 申請者が第3の規定に該当することを確認するために必要な書類

ウ 別表第1の就業又は専門人材の項に該当する場合にあっては、就業証明書（様式第3号）

エ 別表第1の就業の項(5)アに該当する場合にあっては、応募した求人に係るインターネットサイトの該当部分を印刷したもの及び当該求人へ応募した日を確認するために必要な書類

オ 別表第1の起業の項に該当する場合にあっては、岩手県地方創生起業支援金の交付決定通知書の写し

カ 別表第1のテレワークの項に該当する場合にあっては、テレワーク証明書（様式第4号）。ただし、個人事業主の場合は、テレワーク証明書及び就業時間証明書（様式第5号）。

キ 世帯員が第4の規定に該当することを確認するために必要な書類

ク いわてお試し居住体験事業により県営住宅の一時使用をした者にあつては、当該一時使用に係る許可指令書の写し

ケ 申請者が、岩手県が実施する移住定住施策に関する調査に回答したことを証する書類

コ 一関市若者U I ターン支援補助金費用申告書（一般）（様式第6号）

サ 対象経費の支払の事実を確認するために必要な書類

シ 振込先の口座番号等を確認するために必要な書類

(2) 補助金（新卒者）

ア 前号ア、イ、エ、ク、ケ、サ及びシに掲げる書類

イ 就業証明書（様式第 3 号）

ウ 一関市若者 U I ターン支援補助金費用申告書（新卒者）（様式第 7 号）
（申請期限）

第 7 申請者は、転入日から起算して 1 年以内に、第 6 の規定による申請を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、岩手県が実施するいわてお試し居住体験事業により県営住宅の一時使用をした者にあつては、当該一時使用の終了日又は当該一時使用の開始日から起算して 1 年を経過する日のいずれか早い日（以下この項において「特例起算日」という。）から起算して 1 年以内に申請しなければならない。この場合において、申請者は、特例起算日までに、市に転入届をし、市の住民基本台帳に記録されていなければならない。

（補助金の交付決定）

第 8 市長は、第 6 の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに一関市若者 U I ターン支援補助金交付決定通知書（様式第 8 号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、不適當と認めたときは、補助金を交付しない旨を申請者に通知するものとする。

（請求）

第 9 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、一関市若者 U I ターン支援補助金交付請求書（様式第 9 号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第 10 市長は、第 9 に規定する請求書の提出があつたときは、交付決定者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（報告及び立入調査）

第 11 市長は、事業の実施状況等を確認するため、必要があると認めたときは、補助金の交付を受けた者に対し、報告及び立入調査への協力を求めることができる。

（補助金の返還）

第 12 市長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の全額を返還させるものとする。ただし、就業先の企業等の倒産、災害、病気その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 補助金の交付申請に関し、虚偽の申請をしたとき。

(2) 申請日から起算して 1 年以内に、市内から転出したとき。

- (3) 申請日から起算して1年以内に、補助金の交付要件となった企業等を退職したとき。
- (4) 申請日から起算して1年以内に、補助金の交付要件となった岩手県地方創生起業支援金の交付決定を取り消されたとき。
- (5) その他この告示に定める補助金の交付要件に該当しなくなったとき。

(補則)

第13 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

別表第1（第2関係）

区分	対象要件
就業	次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 新規雇用者であること。 (2) 勤務地が県内に所在すること。 (3) 申請者の三親等以内の親族が、代表者、取締役その他の経営を担う職務を務めている事業所等への就業でないこと。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。 (4) 週当たりの勤務時間数が20時間以上の無期雇用契約により就業していること。 (5) 次のいずれかに該当する就業であること。 - ア 岩手県が運営するインターネットサイト「シゴトバクラシバいわて」に移住支援金対象求人として掲載された求人に応募し、就業したもの。ただし、当該求人への応募日が当該掲載日以後であるものに限る。 - イ 市が運営するインターネットサイト「いちJOB」に登録されている市内企業等への就業 (6) 就業先の企業等に、補助金の交付申請日から5年以上継続して就業する意思を有していること。
起業	申請日において岩手県地方創生起業支援金の交付決定を受けた日から1年を経過しておらず、かつ、当該支援金の交付決定を受けて起業する事業について申請日から5年以上継続する意思を有していること。
専門人材	内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業しており、就業の項に掲げる(1)、(2)、(4)及び(6)に掲げる事項の全てに該当し、かつ、目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職を前提とした就業ではないこと。

テレワーク	次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 就業先からの命令ではなく、自己の意思により県外から移住した場合であって、市を生活の本拠とし、市内への転入前に従事していた業務を引き続き行うこと。 (2) 市内でテレワークにより週当たり20時間以上勤務し、原則として恒常的な通勤をしないこと。 (3) 内閣府が実施する地域未来交付金（デジタル実装型）又はこの前身の事業を活用した取組の中で、就業先から申請者に資金が提供されていないこと。
-------	---

別表第2（第5関係）

対象経費	内 容
移住の準備に係る旅費	申請者等が、転入日の3か月前から転入日の前日までの間に、移住の準備のため、転出元の県外の市区町村から市内への旅行に要した交通費及び宿泊費として、申請日までに支払った費用
移転に係る旅費	申請者等が、転出元の県外の市区町村から市内への移転のため、当該移転に伴う旅行に要した交通費及び宿泊費として、申請日までに支払った費用
移転費	申請者等が、転出元の県外の市区町村から市内への移転に伴う家財等の輸送のために要した費用として、申請日までに支払った経費（引越業者に支払った費用、レンタカー料金並びにレンタカーの使用に伴う燃料代及び道路の通行に係る料金等をいう。）
家賃	申請者等が、市内において賃借して居住する住宅の家賃（管理費、共益費、駐車場使用料等を除く。）として、申請日までに支払った費用（12か月分を上限とし、就業先の企業等から住居手当又はこれに相当する手当等が支給されている場合にあっては、当該支給された額を控除した額とする。）
住宅改修費	申請者等が、市内において居住する住宅の改修（転入日の前後3か月以内に契約を締結したものに限る。）のために要した費用として、申請日までに支払った費用
運転免許取得費	申請者等が、普通自動車第一種運転免許を受けることを目的として、自動車教習所において教習を受け、その教習料金（転入日の前後3か月以内に教習の受講を開始したものに限る。）として申請日までに支払った費用（申請の際現に普通自動車第一種運転免許を受

けている場合に限る。)

別表第3 (第5 関係)

区分	項目	要件及び額
補 助 金(一 般)	基礎額	2人以上の世帯(申請者及び世帯員により構成される世帯) 25万円
		単身の世帯(申請者のみにより構成される世帯) 15万円
	加算額	申請日が属する年度の4月1日時点において世帯員に18歳未満(当該4月1日の翌日が18歳の誕生日である者を含む。)の者がある場合 当該世帯員1人につき25万円
		申請日が属する年度の4月1日時点において申請者が18歳以上26歳未満(当該4月1日の翌日が18歳又は26歳の誕生日である者を含む。以下補助金(新卒者)の加算額について同じ。)である場合 5万円
		申請者が女性である場合 5万円
補 助 金(新 卒者)	基礎額	15万円
	加算額	申請日が属する年度の4月1日時点において申請者が18歳以上26歳未満である場合 5万円
		申請者が女性である場合 5万円

一関市長 様

一関市若者U I ターン支援補助金交付申請書（一般）

一関市若者U I ターン支援補助金交付要綱に基づき、一関市若者U I ターン支援補助金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 申請区分等（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数 （1の申請者は含まない）	人
支援金の種類		就業		専門人材	上記家族の人数のうち、 18歳未満（※）の者の人数	人
		起業		テレワーク	（※）申請日が属する年度の4月1日時点で18歳未満 （4月2日が18歳の誕生日である者を含む。）	

3 補助要件等確認欄

次の各項目の内容を確認し、該当する項目のチェック欄にチェックしてください。

本補助金の交付を受けるためには、申請区分に応じて確認が必要となる全ての項目にチェック☑する必要があります。

確認項目	チェック欄
別紙1「一関市若者U I ターン支援補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について誓約します。	☐
別紙2「一関市若者U I ターン支援補助金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。	☐
一関市への移住理由は、進学又は転勤によるものではありません。	☐
申請日から5年以上継続して、市内に居住する意思があります。	☐
申請者及び本補助金の算定の対象となる世帯員は、一関市暴力団排除条例（平成27年一関市条例第38号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者に該当しません。	☐
（就業又は専門人材の場合のみ） 申請日から5年以上継続して、就業先の事業所等において就業する意思があります。	☐
（起業の場合のみ） 申請日から5年以上継続して、起業した事業を継続する意思があります。	☐
（就業の場合のみ） 申請者の3親等以内の親族が、就業先の事業所等において、代表者、取締役その他の経営を担う職務に従事していません。	☐
（テレワークの場合のみ） 一関市への移住は、就業先からの命令ではなく、自己の意思によるものです。	☐
申請者は、申請日の直前の10年以内に、一関市移住支援金の算定の対象となっておらず、かつ、一関市地方就職支援金の交付を受けていません。 ※一関市若者U I ターン支援補助金交付要綱に定める例外に該当する場合は除きます。	☐
（世帯員を本補助金の算定の対象とする場合のみ） 本補助金の算定の対象となる世帯員全員は、申請日の直前の10年以内に、一関市移住支援金の算定の対象となっておらず、かつ、一関市地方就職支援金の交付を受けていません。 ※一関市若者U I ターン支援補助金交付要綱に定める例外に該当する場合は除きます。	☐

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 直近10年間の県外への在住履歴

期間	居住地	就業地

6 (テレワークの場合のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く 頻度	週 ・ 月 ・ 年 回程度 / 行くことはない / その他 ()

※1 要件に該当することが証明できる書類等があれば、写しの添付をお願いします。

※2 別紙2「一関市若者UIターン支援補助金に係る個人情報の取扱い」に基づき、本書の記載内容の確認を行うために申請者や就業先等に連絡する場合があります。

管理コード (一関市使用欄)	
----------------	--

別紙 1

一関市若者U I ターン支援補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 当補助金に関する報告及び立入調査について、岩手県又は一関市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 岩手県又は一関市が実施する移住定住施策に関するアンケート、聞き取りその他の協力依頼に応じます。
- 3 以下の場合には、一関市若者U I ターン支援補助金交付要綱に基づき、当補助金の全額を返還します。
 - (1) 当補助金の申請に関し、虚偽の申請をした場合
 - (2) 当補助金の申請日から起算して1年以内に、一関市内から転出した場合
 - (3) 当補助金の申請日から起算して1年以内に、当補助金の交付要件となった職を辞した場合
 - (4) 当補助金の申請日から起算して1年以内に、当補助金の交付要件となった岩手県地方創生起業支援金の交付決定を取り消された場合

別紙 2

一関市若者U I ターン支援補助金に係る個人情報の取扱い

岩手県及び一関市は、当補助金の支給に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。なお、一関市において、移住支援事業担当部署と住民票等担当部署間で当該個人情報を共有して利用します。

また、一関市は、当該個人情報について、当補助金の円滑な実施のため、岩手県又は他の市区町村に提供し、又はその内容について確認する場合があります。

様式第2号（第6関係）

年 月 日

一関市長 様

一関市若者U I ターン支援補助金交付申請書（新卒者）

一関市若者U I ターン支援補助金交付要綱に基づき、一関市若者U I ターン支援補助金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 補助要件等確認欄

次の各項目の内容を確認し、該当する項目のチェック欄にチェックしてください。

本補助金の交付を受けるためには、全ての項目にチェック☑する必要があります。

確認項目	チェック欄
別紙1「一関市若者U I ターン支援補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について誓約します。	☐
別紙2「一関市若者U I ターン支援補助金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。	☐
一関市への移住理由は、進学又は転勤によるものではありません。	☐
申請日から5年以上継続して、市内に居住する意思があります。	☐
申請者は、一関市暴力団排除条例（平成27年一関市条例第38号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者に該当しません。	☐
申請日から5年以上継続して、就業先の事業所等において就業する意思があります。	☐
申請者の3親等以内の親族が、就業先の事業所等において、代表者、取締役その他の経営を担う職務に従事していません。	☐
申請者は、申請日の直前の10年以内に、一関市移住支援金の算定の対象となっておらず、かつ、一関市地方就職支援金の交付を受けていません。 ※一関市若者U I ターン支援補助金交付要綱に定める例外に該当する場合を除きます。	☐

3 大学等の在籍期間

学校名	学部・学科等	学部・学科等所在地
		〒
在学期間・卒業年次		
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 卒業	

4 直近10年間の県外への在住履歴

期間	居住地	就業地

5 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）

A. 移住先（一関市）に元からある （住民票を異動させていない）	
B. 他地域から新たに移住してきた （住民票を異動させた）	

※1 要件に該当することが証明できる書類等があれば、写しの添付をお願いします。

※2 別紙2「一関市若者UIターン支援補助金に係る個人情報の取扱い」に基づき、本書の記載内容の確認を行うために申請者や就業先等に連絡する場合があります。

管理コード（一関市使用欄）	
---------------	--

年 月 日

一関市長 様

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務先住所	
勤務先電話番号	
就業年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
採用形態	☐ 一般 ☐ 新卒
(※就業の場合のみ) 勤務者と代表者又は取締役 などの経営を担う者との関係	☐ 3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない ☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業

一関市若者U I ターン支援補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、岩手県又は一関市の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

一関市長 様

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

テレワーク証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	就業先からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
交付金による 資金提供	勤務者に地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前身の事業を活用した取組の中で、申請者に資金提供をしていない

一関市若者U I ターン支援補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、岩手県又は一関市の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

一関市長 様

申請者名

住所

テレワーク証明書及び就業時間証明書

下記のとおり事実であることを証明します。

記

就労開始日	年 月 日		
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間 日	
	平日	時 分	～ 時 分 (うち休憩時間 分)
	土曜	時 分	～ 時 分 (うち休憩時間 分)
	日祝	時 分	～ 時 分 (うち休憩時間 分)
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間 日	
	主な就労時間帯	時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)	
就労実績 (直近 3 か月)	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月
特記事項（備考）			

本証明書と併せ、税務署へ提出した開業届の写し又は転入前及び転入後に受注した業務に係る契約書、発注書等の写しを提出してください。

一関市長 様

一関市若者U I ターン支援補助金費用申告書（一般）

1 申請者名

フリガナ	
氏名	

2 経費内訳

経費合計		円
------	--	---

※1 (1)～(6)の合計と一致させてください。

※2 経費の合計が単身においては15万円、世帯においては25万円を下回る場合は申請できません。

(1) 移住の準備に係る旅費 合計

--

円

①交通費

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		
年 月 日				
年 月 日				

②宿泊費

宿泊数	宿泊先の名称	所在地	費用
		(宿泊先の都道府県及び市区町村名)	
泊			
泊			

(2) 移転費 合計

--

円

引越年月日	企業名・手段等※	費用
年 月 日		
年 月 日		

※「企業名・手段等」の欄には、引越業者名又は引越手段（レンタカー料金、燃料費、道路通行料等）を記入してください。

(3) 移転に係る旅費 合計

--

円

①交通費

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		
年 月 日				
年 月 日				

②宿泊費

宿泊数	宿泊先の名称	所在地	費用
		(宿泊先の都道府県及び市区町村名)	
泊			
泊			

(4) 家賃 合計 円

住所	
賃貸住宅の名称	
賃貸借契約年月日	年 月 日
契約期間	年 月 日 ～ 年 月 日

【家賃支出状況】

該当月	支払日	家賃（月額） （A）	住宅手当 （月額）（B）	その他の家賃補助 及び 家賃から控除する額 （月額）（C）	実質家賃負担 額（月額） （A-B-C）
年 月分	年 月 日				円
年 月分	年 月 日				円
年 月分	年 月 日				円
年 月分	年 月 日				円
年 月分	年 月 日				円
年 月分	年 月 日				円
年 月分	年 月 日				円
年 月分	年 月 日				円
年 月分	年 月 日				円
年 月分	年 月 日				円
年 月分	年 月 日				円
年 月分	年 月 日				円
年 月分	年 月 日				円
年 月分	年 月 日				円

※併せて「住居手当支給証明書」の提出をお願いします。

(5) 住宅改修費 合計 円

	改修①	改修②
住所		
契約者名		
契約者との続柄		
改修の内容		
改修契約日	年 月 日	年 月 日
改修完了日	年 月 日	年 月 日
改修費用		

(6) 運転免許取得費 合計 円

教習所入校 年月日	教習所卒業 年月日	運転免許証 取得年月日	教習料金
年 月 日	年 月 日	年 月 日	

一関市長 様

一関市若者U I ターン支援補助金費用申告書（新卒者）

1 申請者名

フリガナ	
氏名	

2 経費内訳

経費合計		円
------	--	---

※1 (1)～(6)の合計と一致させてください。

※2 経費の合計が15万円を下回る場合は申請できません。

(1) 移住の準備に係る旅費 合計

--

円

①交通費

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		
年 月 日				
年 月 日				

②宿泊費

宿泊数	宿泊先の名称	所在地	費用
		(宿泊先の都道府県及び市区町村名)	
泊			
泊			

(2) 移転費 合計

--

円

引越年月日	企業名・手段等※	費用	※「企業名・手段等」の欄には、引越業者名又は引越手段（レンタカー料金、燃料費、道路通行料等）を記入してください。
年 月 日			
年 月 日			

(3) 移転に係る旅費 合計

--

円

①交通費

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		
年 月 日				
年 月 日				

②宿泊費

宿泊数	宿泊先の名称	所在地	費用
		(宿泊先の都道府県及び市区町村名)	
泊			
泊			

(4) 家賃 合計 円

住所	
賃貸住宅の名称	
賃貸借契約年月日	年 月 日
契約期間	年 月 日 ～ 年 月 日

【家賃支出状況】

該当月	支払日	家賃（月額） （A）	住宅手当 （月額）（B）	その他の家賃補助 及び 家賃から控除する額 （月額）（C）	実質家賃負担 額（月額） （A-B-C）
年 月分	年 月 日				円
年 月分	年 月 日				円
年 月分	年 月 日				円
年 月分	年 月 日				円
年 月分	年 月 日				円
年 月分	年 月 日				円
年 月分	年 月 日				円
年 月分	年 月 日				円
年 月分	年 月 日				円
年 月分	年 月 日				円
年 月分	年 月 日				円
年 月分	年 月 日				円
年 月分	年 月 日				円
年 月分	年 月 日				円

※併せて「住居手当支給証明書」の提出をお願いします。

(5) 住宅改修費 合計 円

	改修①	改修②
住所		
契約者名		
契約者との続柄		
改修の内容		
改修契約日	年 月 日	年 月 日
改修完了日	年 月 日	年 月 日
改修費用		

(6) 運転免許取得費 合計 円

教習所入校 年月日	教習所卒業 年月日	運転免許証 取得年月日	教習料金
年 月 日	年 月 日	年 月 日	

様式第8号（第8関係）

一関市指令 第 号
年 月 日

様

一関市長

一関市若者U I ターン支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった一関市若者U I ターン支援補助金について、補助金の交付の決定をしたので通知します。

補助金交付決定額 金 円

様式第9号（第9関係）

年 月 日

一関市長 様

住 所
氏 名

一関市若者U I ターン支援補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で交付の決定の通知があった標記補助金について、関係書類を添えて、
次のとおり請求します。

金 円

補助金の振込先

金 融 機 関 名		支 店 名	
フリガナ			
口座名義			
種 別	普通 ・ 当座	口座番号	